

河川氾濫・大雨に関する情報の改善

令和7年 12月

令和8年4月 更新

水管理・国土保全局、気象庁

更新日	更新内容
令和8年4月30日	・「河川管理者等による氾濫に係る通報」のスライドを割愛 ・参考資料として 「河川氾濫・大雨に関する情報(今後の運用)」 「洪水に係る警戒レベル5相当情報の運用体制(洪水予報河川)」 を追加

河川氾濫等に関する情報について

＜現在の河川氾濫等に関する情報＞

河川氾濫等に関する情報				
分類		洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の河川も含む 洪水警報等
河川数		約400河川	約1,800河川	—
発表主体		河川事務所または 都道府県と気象台	河川事務所または都道府県	気象台
発表単位		河川ごと	河川ごと	市町村ごと
対象とする 主な現象		外水氾濫	外水氾濫	外水氾濫
発表指標		水位（実測・予測）	水位（実測）	流域雨量指数・表面雨量指数 （解析・予測）
情報 名称	5	氾濫発生情報	氾濫発生情報	
	4	氾濫危険情報	氾濫危険情報	
	3	氾濫警戒情報	氾濫警戒情報	洪水警報
	2	氾濫注意情報	氾濫注意情報	洪水注意報
	1	早期注意情報		

大雨に 関する情報	
—	
気象台	
市町村ごと	
内水氾濫	
表面雨量指数（流域雨量指数） （解析・予測）	
大雨特別警報（浸水害）	
大雨警報（浸水害） 大雨注意報 ※警戒レベル相当情報としての位置づけなし	
早期注意情報	

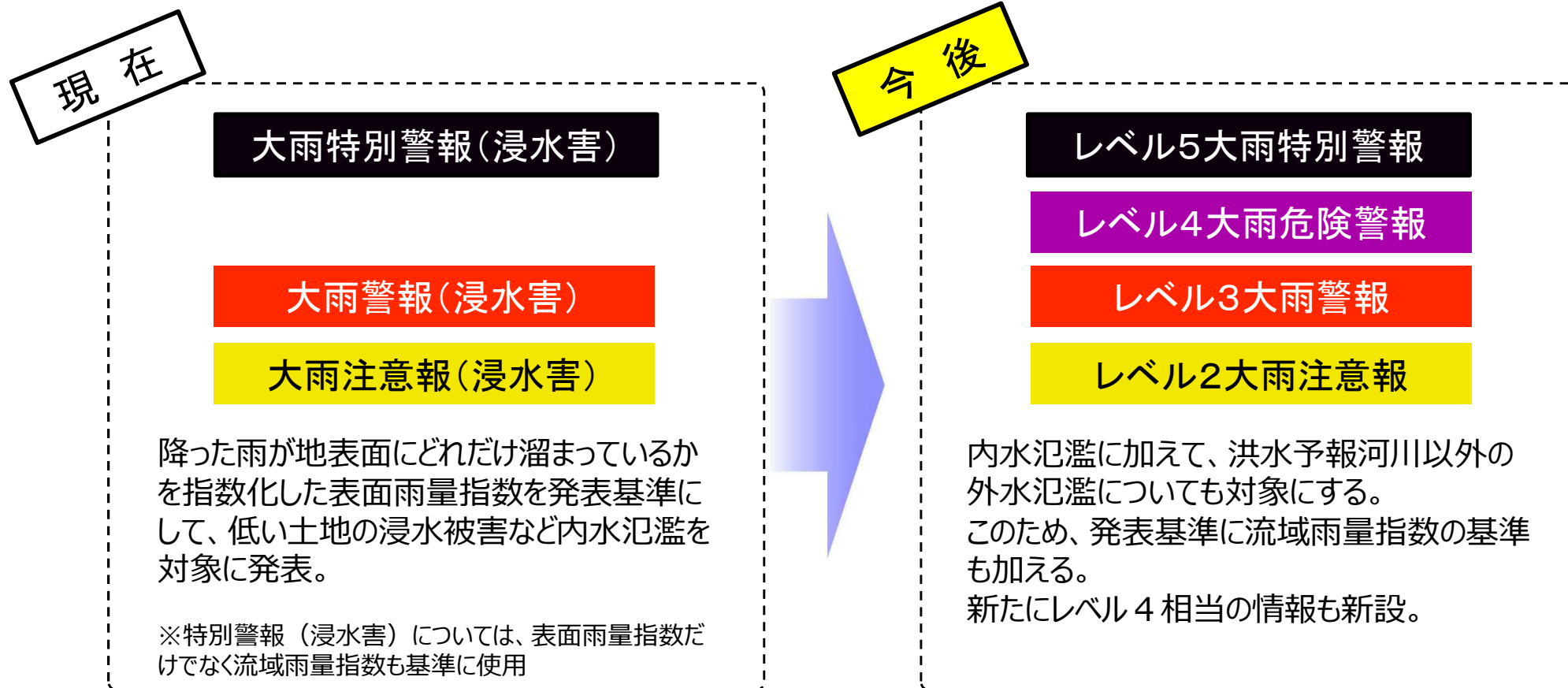
- 河川ごとの情報（水防活動用の情報）と市町村ごとの情報（一般向けの警報等）がある。
- 気象台の発表情報に、警戒レベル4相当や5相当の情報がないものがある。
- 大雨警報・注意報は、警戒レベル相当情報としての位置づけがない。

- 河川氾濫等に関する情報は、**洪水予報河川のみを対象とした河川ごとの情報とし、これを一般向けの警報扱いとする。**これまでの気象台による**市町村ごとの洪水警報・注意報の発表は行わない。**
- **水位周知河川の氾濫危険情報等のレベル毎の水位の情報は、警戒レベルとの関係を含めてこれまで通りの運用とし、洪水予報河川への移行を促進する。**
- 浸水害を対象とした大雨特別警報・警報・注意報は、大雨に関する情報として警戒レベル毎に整理し、警戒レベル相当情報として位置づけ。**洪水予報河川以外の河川についても大雨に関する情報の中で一緒に扱う。**

河川氾濫等に関する情報				大雨に関する情報
分類	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の河川も含む 洪水警報等	
河川数	約400河川	河川事務所・都道府県による水位情報は、これまでどおり発表することとし、 警戒レベルとの関係は変更しない。	大雨に関する情報で扱う。	—
発表主体	河川事務所または都道府県と気象台			気象台
発表単位	河川ごと			市町村ごと
対象とする主な現象	外水氾濫			内水氾濫及び 洪水予報河川以外の外水氾濫
発表指標	水位（実測・予測）			表面雨量指数・流域雨量指数 （解析・予測）
情報名称	5	レベル5 氾濫特別警報	当面は、大雨に関する情報でも扱う。 〔 洪水予報河川への移行を促進 〕	レベル5 大雨特別警報
	4	レベル4 氾濫危険警報		レベル4 大雨危険警報
	3	レベル3 氾濫警報		レベル3 大雨警報
	2	レベル2 氾濫注意報		レベル2 大雨注意報
	1	早期注意情報		早期注意情報

大雨に関する情報について

- 現在の大雨（浸水害）の特別警報・警報・注意報をベースに、洪水予報河川以外の外水氾濫等も対象に、5段階の警戒レベルに合わせて情報発表（発表主体は気象台）。
- レベル4 大雨危険警報を新たに警戒レベル4相当情報として新設。



参考資料

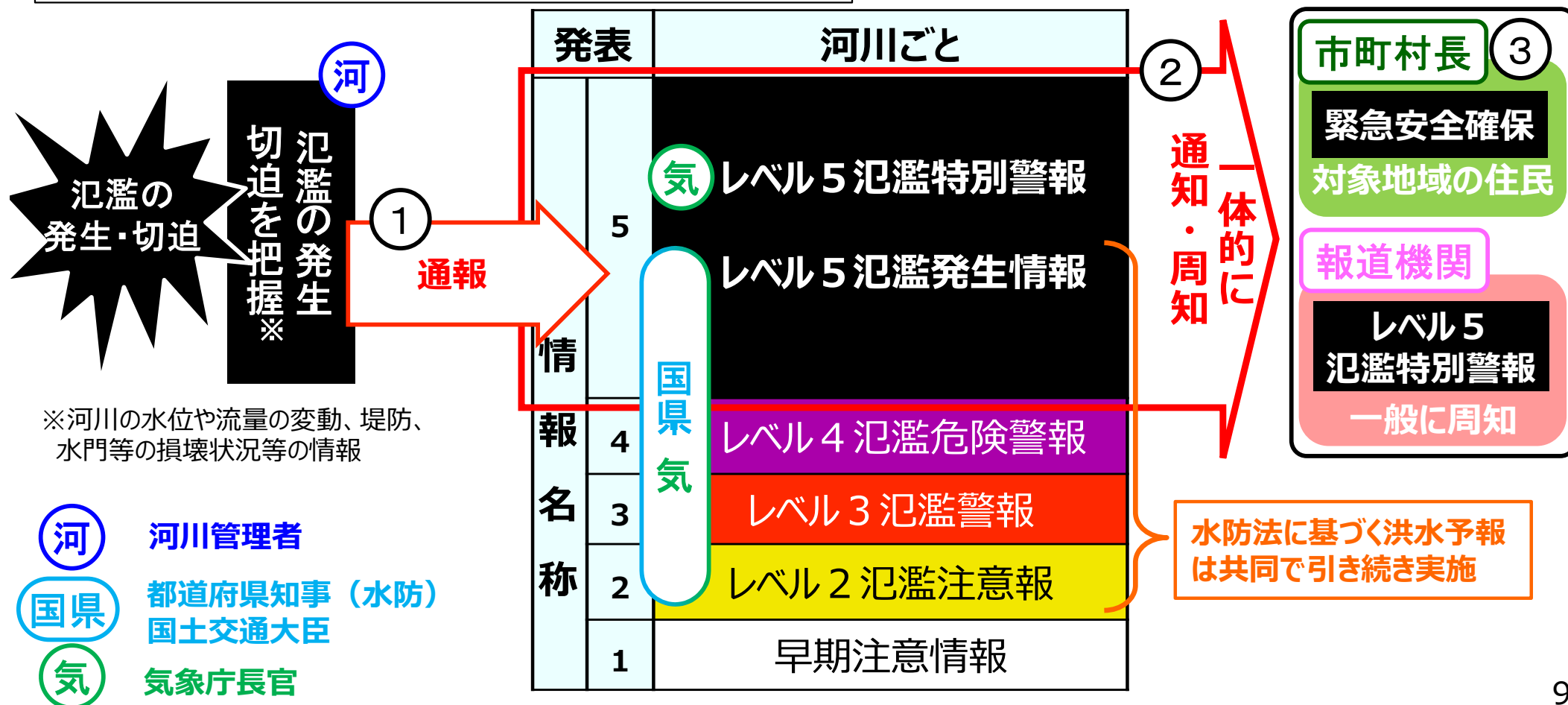
- 令和8年5月下旬から、河川の氾濫に関する情報は、警戒レベルとの関係から以下ようになります。
- 例えば、市町村長が避難指示発令を判断する警戒レベル4相当の情報は、
 - ＜洪水予報河川＞ レベル4氾濫危険警報^①等の相当情報を参照（氾濫危険情報等から名称変更）
 - ＜水位周知河川＞ レベル4氾濫危険情報^②等の相当情報を参照（レベル表記を追加）
- ※河川の情報が入手できない場合などにレベル4大雨危険警報^③を参照
- ＜その他河川(上記以外)＞ レベル4大雨危険警報^③等を参照（洪水警報が大雨警報へ統合）
- 氾濫通報に基づくレベル5氾濫発生情報^④は、洪水予報河川に加え、水位周知河川、その他河川のあらかじめ定められた河川でのみ運用されます。このうち、洪水予報河川は、レベル5氾濫特別警報と一体的に発表されます。

河川氾濫・大雨に関する情報体系と名称

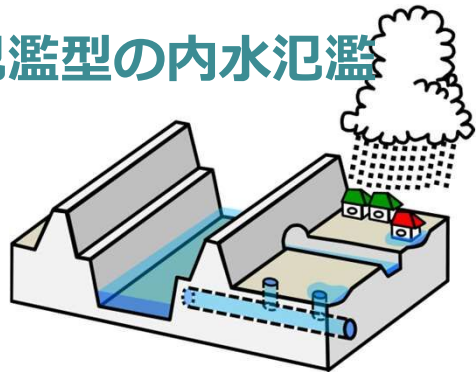
河川氾濫等に関する情報				大雨に関する情報
分類	洪水予報河川	水位周知河川	その他河川	—
河川数	約400河川	約1,800河川	約18,000河川	—
発表主体	河川事務所または都道府県と気象台	河川事務所または都道府県	河川事務所または都道府県	気象台
発表単位	河川ごと	河川ごと	河川ごと	市町村ごと
対象とする主な現象	外水氾濫	外水氾濫	外水氾濫	内水氾濫及び 洪水予報河川以外の外水氾濫
発表指標	水位（実測・予測）	水位（実測）	確認情報等	表面雨量指数・流域雨量指数 （解析・予測）
情報名称	5	レベル5氾濫発生情報 ^④ ／レベル5氾濫特別警報	レベル5氾濫発生情報 ^④ レベル5氾濫発生情報 ^④	レベル5大雨特別警報
	4	レベル4氾濫危険警報 ^①	レベル4氾濫危険情報 ^②	レベル4大雨危険警報 ^③
	3	レベル3氾濫警報	レベル3氾濫警戒情報	レベル3大雨警報
	2	レベル2氾濫注意報	レベル2氾濫注意情報	レベル2大雨注意報
	1	早期注意情報		早期注意情報

- ①洪水による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に都道府県知事へ**通報する制度を創設**
【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】
- ②**国土交通大臣又は都道府県知事**は、河川管理者からの通報に基づき、**レベル5 氾濫発生情報を関係機関へ通知**するほか、気象庁長官の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（河川の水位や流量の変動、堤防、水門等の損壊状況等）**を提供**
【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項、気象業務法 新第13条の2第6項、第7項、第8項】
- ③**市町村長**は、国土交通大臣又は都道府県知事、気象庁長官からの「レベル5 氾濫特別警報（レベル5 氾濫発生情報と共同で実施）」の通知を踏まえ、**対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断**

警戒レベル5相当情報の伝達の流れ [洪水予報河川]

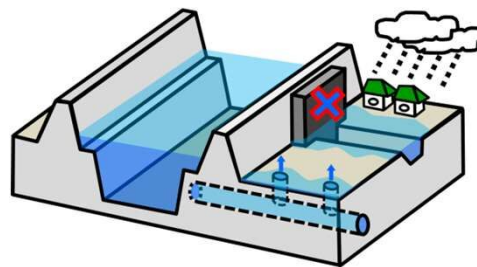


氾濫型の内水氾濫



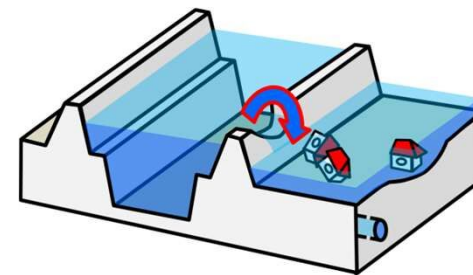
- ✓ 短時間強雨等により**雨水の排水能力が追いつかず**、発生する浸水。
- ✓ 河川周辺地域とは**異なる場所でも発生**する。

湛水型の内水氾濫



- ✓ 河川周辺の雨水が**河川の水位が高**くなったため排水できずに発生。
- ✓ 発生地域は堤防の高い河川の周辺に限定される。

その他河川の外水氾濫



- ✓ 河川の水位が上昇し、堤防を越えたり破堤するなどして**堤防から水があふれ出す**。

情報発表に
利用する指数

表面雨量指数

表面雨量指数 + 流域雨量指数

流域雨量指数

上記3つの現象のうち、いずれかの指数が**発表基準**を満たす場合に、市町村単位で情報発表

<指数の概要>

- **流域雨量指数**：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標
- **表面雨量指数**：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標

